

宝達志水町不妊治療費支援事業受診等証明書

次の者については、生殖補助医療の不妊治療法を保険診療として実施し、これにかかる医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関所在地
名 称
主治医氏名

医療機関記入欄（主治医が記入すること。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A B C D E F <small>該当する記号（注参照）に○を付けてください。</small>		A又はBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 <small>（該当する番号に○を付けてください。）</small>	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください []			(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
今回の治療期間※1	年 月 日 ~		年 月 日	
	(男性不妊治療分)		年 月 日 ~ 年 月 日	
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2			無
領収金額	[今回の生殖補助医療にかかった総額 <u>※保険診療分に限る。</u>] 生殖補助医療費 領収金額 円			

- ※1 「今回の治療期間」の欄については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から生殖補助医療終了日までを記載してください。
- ※2 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関である場合を含む。）で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は、次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療のみを助成の対象とします。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。